

(傍線部分は改正部分)

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十二号）（第一条関係）	改 正 案	現 行
第二章 職業リハビリテーションの推進	第二章 職業リハビリテーションの推進	
第三節 障害者職業センター	第三節 障害者職業センター	
（地域障害者職業センター）	（地域障害者職業センター）	
第二十二条 （略）	第二十二条 （略）	
一〇四 （略）	一〇四 （略）	
五 第三十四条の障害者就業・生活支援センターその他の関係機関に対する職業リハビリテーションに関する技術的事項についての助言その他の援助を行うこと。	五 第三章 身体障害者又は知的障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等	
六 （略）	六 （略）	
第三章 身体障害者又は知的障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等	第三章 身体障害者又は知的障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等	
第一節 身体障害者又は知的障害者の雇用義務等	第一節 身体障害者又は知的障害者の雇用義務等	
（子会社に雇用される労働者に関する特例）	（子会社に雇用される労働者に関する特例）	
第四十四条 特定の株式会社（第四十五条の三第一項の認定に係る組合員たる事業主であるものを除く。）と厚生労働省令で定める特殊の関係のある事業主で、当該事業主及び当該株式会社（以下「子会社」という	第四十四条 特定の株式会社と厚生労働省令で定める特殊の関係のある事業主で、当該事業主及び当該株式会社（以下「子会社」という	

の関係のある事業主で、当該事業主及び当該株式会社（以下「子会社」という。）の申請に基づいて当該子会社について次に掲げる基準に適合する旨の厚生労働大臣の認定を受けたもの（以下「親事業主」という。）に係る前条第一項及び第五項の規定の適用については、当該子主」という。）に係る前条第一項及び第五項の規定の適用については、当該子は、当該子会社が雇用する労働者は当該親事業主のみが雇用する労働者と、当該子会社の事業所は当該親事業主の事業所とみなす。

一〇四 （略）

2 （略）

第四十五条 親事業主であつて、特定の株式会社（当該親事業主の子会社及び第四十五条の三第一項の認定に係る組合員たる事業主であるものを除く。）と厚生労働省令で定める特殊の関係にあるもので、当該親事業主、当該子会社及び当該株式会社（以下「関係会社」という。）の申請に基づいて当該親事業主及び当該関係会社について次に掲げる基準に適合する旨の厚生労働大臣の認定を受けたものに係る第四十三条第一項及び第五項の規定の適用については、当該関係会社が雇用する労働者は当該親事業主のみが雇用する労働者と、当該関係会社の事業所は当該親事業主の事業所とみなす。

一〇三 （略）

2 関係会社が、前条第一項又は次条第一項の認定を受けたものである場合は、前項の申請をすることができない。

3 前条第二項の規定は、第一項の場合について準用する。

。の申請に基づいて当該子会社について次に掲げる基準に適合する旨の厚生労働大臣の認定を受けたもの（以下「親事業主」という。）に係る前条第一項及び第五項の規定の適用については、当該子会社が雇用する労働者は当該親事業主のみが雇用する労働者と、当該子会社の事業所は当該親事業主の事業所とみなす。

一〇四 （略）

2 （略）

第四十五条 親事業主であつて、特定の株式会社（当該親事業主の子会社を除く。）と厚生労働省令で定める特殊の関係にあるもので、当該親事業主、当該子会社及び当該株式会社（以下「関係会社」という。）の申請に基づいて当該親事業主及び当該関係会社について次に掲げる基準に適合する旨の厚生労働大臣の認定を受けたものに係る第四十三条第一項及び第五項の規定の適用については、当該関係会社が雇用する労働者は当該親事業主のみが雇用する労働者と、当該関係会社の事業所は当該親事業主の事業所とみなす。

一〇三 （略）

2 前条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

(関係子会社に雇用される労働者に関する特例)

第四十五条の二 事業主であつて、当該事業主及びそのすべての子会社の申請に基づいて当該事業主及び当該申請に係る子会社（以下「関係子会社」という。）について次に掲げる基準に適合する旨の厚生労働大臣の認定を受けたもの（以下「関係親事業主」という。）に係る第四十三条第一項及び第五項の規定の適用については、当該関係子会社が雇用する労働者は当該関係親事業主のみが雇用する労働者と、当該関係子会社の事業所は当該関係親事業主の事業所とみなす。

- 一 当該事業主が第七十八条各号に掲げる業務を担当する者を同条の規定により選任しており、かつ、その者が当該関係子会社についても同条第一号に掲げる業務を行うこととしていること。
- 二 当該事業主が、自ら雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者及び当該関係子会社に雇用される身体障害者又は知的障害者である労働者の雇用の促進及び雇用の安定を確実に達成することができると認められること。
- 三 当該関係子会社が雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者の数が、厚生労働大臣が定める数以上であること。
- 四 当該関係子会社がその雇用する身体障害者若しくは知的障害者である労働者の雇用管理を適正に行うに足りる能力を有し、又は他の関係子会社が雇用する身体障害者若しくは知的障害者である労働者の行う業務に関し、その行う事業と当該他の関係子会社の行う事業との人的関係若しくは営業上の関係が緊密であること。

- 2 関係子会社が第四十四条第一項又は前条第一項の認定を受けたものである場合については、これらの規定にかかわらず、当該子会社又は当該関係会社を関係子会社とみなして、前項（第三号及び第四号を除く。）の規定を適用する。
- 3 事業主であつて、その関係子会社に第一項の認定を受けたものがあるものは、同項の認定を受けることができない。
- 4 第一項第三号の身体障害者又は知的障害者である労働者の数の算定に当たつては、重度身体障害者又は重度知的障害者である労働者は、その一人をもつて、政令で定める数の身体障害者又は知的障害者である労働者に相当するものとみなす。
- 5 第四十四条第二項の規定は、第一項の場合について準用する。

（特定事業主に雇用される労働者に関する特例）

- 第四十五条の三 事業協同組合等であつて、当該事業協同組合等及び複数のその組合員たる事業主（その雇用する労働者の数が常時第四十三条第五項の厚生労働省令で定める数以上である事業主に限り、第四十四条第一項、第四十五条第一項、前条第一項又はこの項の認定に係る子会社、関係会社、関係子会社又は組合員たる事業主であるものを除く。以下「特定事業主」という。）の申請に基づいて当該事業協同組合等及び当該特定事業主について次に掲げる基準に適合する旨の厚生労働大臣の認定を受けたもの（以下「特定組合等」という。）に係る第四十三条第一項及び第五項の規定の適用については、当該特定事業主が雇用する労働者は当該特定組合等のみが雇

用する労働者と、当該特定事業主の事業所は当該特定組合等の事業所とみなす。

一 当該事業協同組合等が自ら雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者が行う業務に關し、当該事業協同組合等の行う事業と当該特定事業主の行う事業との人的関係又は営業上の關係が緊密であること。

二 当該事業協同組合等の定款、規約その他これらに準ずるものにおいて、当該事業協同組合等が第五十三条第一項の障害者雇用納付金を徴収された場合に、特定事業主の身体障害者又は知的障害者である労働者の雇用狀況に応じて当該障害者雇用納付金に係る経費を特定事業主に賦課する旨の定めがあること。

三 当該事業協同組合等が、自ら雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者及び当該特定事業主に雇用される身体障害者又は知的障害者である労働者の雇用の促進及び雇用の安定に關する事業（第三項において「雇用促進事業」という。）を適切に実施するための計画（以下この号及び同項において「実施計画」という。）を作成し、実施計画に従つて、当該身体障害者又は知的障害者である労働者の雇用の促進及び雇用の安定を確實に達成することができると認められること。

四 当該事業協同組合等が自ら雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者の数及びその数の当該事業協同組合等が雇用する労働者の総数に対する割合が、それぞれ、厚生労働大臣が定める数及び率以上であること。

五 当該事業協同組合等が自ら雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者の雇用管理を適正に行うに足りる能力を有するものであること。

六 当該特定事業主が雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者の数が、厚生労働大臣が定める数以上であること。

2 この条において「事業協同組合等」とは、事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合であつて厚生労働省令で定めるものをいう。

3 実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 雇用促進事業の目標（事業協同組合等及び特定事業主がそれぞれ雇用しようとする身体障害者又は知的障害者である労働者の数に関する目標を含む。）

二 雇用促進事業の内容

三 雇用促進事業の実施時期

4 特定事業主が、第四十四条第一項、前条第一項又は第一項の認定を受けたものである場合は、同項の申請をすることができない。

5 前条第四項の規定は、第一項第六号の身体障害者又は知的障害者である労働者の数の算定について準用する。

6 厚生労働大臣は、第一項の規定による認定をした後において、当該認定に係る事業協同組合等及び特定事業主について同項各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

(一般事業主の身体障害者又は知的障害者の雇入れに関する計画)

(一般事業主の身体障害者又は知的障害者の雇入れに関する計画)

第四十六条 厚生労働大臣は、身体障害者又は知的障害者の雇用を促進するため必要があると認める場合には、その雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者の数が法定雇用障害者数未満である事業主(特定組合等及び前条第一項の認定に係る特定事業主であるものを除く。以下この条及び次条において同じ。)に対して、身体障

害者又は知的障害者である労働者の数が法定雇用障害者数未満である事業主に対しても、身体障害者又は知的障害者である労働者の数がその法定雇用障害者数以上となるようするため、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者又は知的障害者の雇入れに関する計画の作成を命ずることができる。

2 第四十五条の二第四項の規定は、前項の身体障害者又は知的障害者である労働者の数の算定について準用する。

3 親事業主又は関係親事業主に係る第一項の規定の適用については

、当該子会社及び当該関係会社が雇用する労働者は当該親事業主のみが雇用する労働者と、当該関係子会社が雇用する労働者は当該関係親事業主のみが雇用する労働者とみなす。

4 (6) (略)

(特定身体障害者)

第四十八条 (略)

2 (5) (略)

第四十六条 厚生労働大臣は、身体障害者又は知的障害者の雇用を促進するため必要があると認める場合には、その雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者の数が法定雇用障害者数未満である事業主に対しても、身体障害者又は知的障害者である労働者の数がその法定雇用障害者数以上となるようするため、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者又は知的障害者の雇入れに関する計画の作成を命ずることができる。

2 前項の身体障害者又は知的障害者である労働者の数の算定に当たっては、重度身体障害者又は重度知的障害者である労働者は、その一人をもつて、政令で定める数の身体障害者又は知的障害者である労働者に相当するものとみなす。

3 親事業主に係る第一項の規定の適用については、当該子会社及び当該関係会社が雇用する労働者は、当該親事業主のみが雇用する労働者とみなす。

4 (6) (略)

(特定身体障害者)

第四十八条 (略)

2 (5) (略)

6 親事業主、関係親事業主又は特定組合等に係る前二項の規定の適用については、当該子会社及び当該関係会社が雇用する労働者は当該親事業主のみが雇用する労働者と、当該関係子会社が雇用する労働者は当該関係親事業主のみが雇用する労働者と、当該特定事業主が雇用する労働者は当該特定組合等のみが雇用する労働者とみなす。

7 第四十六条第四項及び第五項の規定は、第五項の計画について準用する。

6 第四十六条第三項の規定は親事業主に係る前二項の規定の適用について、同条第四項及び第五項の規定は前項の計画について準用する。

第二節 障害者雇用調整金の支給等及び障害者雇用納付金の徴収

第一款 障害者雇用調整金の支給等

(障害者雇用調整金の支給)

第五十条 (略)

2 (略)

3 第四十五条の二第四項の規定は第一項の身体障害者又は知的障害者である労働者の数の算定について、第四十八条第六項の規定は親事業主、関係親事業主又は特定組合等に係る第一項の規定の適用について準用する。

ついて準用する。

4 親事業主、関係親事業主又は特定組合等に係る第一項の規定の適

用について、機構は、当該親

用については、機構は、厚生労働省令で定めるところにより、当該親事業主、当該子会社若しくは当該関係会社、当該関係親事業主若しくは当該関係子会社又は当該特定組合等若しくは当該特定事業主に対して調整金を支給することができる。

事業主又は当該子会社のうちのいずれかに対して調整金を支給することができる。

5 (略)

第二款 障害者雇用納付金の徴収

(納付金の額等)

第五十四条 (略)

2・3 (略)

第二款 障害者雇用納付金の徴収

(納付金の額等)

第五十四条 (略)

2・3 (略)

4 第四十五条の二第四項の規定は前項の身体障害者又は知的障害者である労働者の総数の算定について、第四十八条第六項の規定は親事業主、関係親事業主又は特定組合等に係る第一項の規定の適用について準用する。

4 第四十六条第二項の規定は前項の身体障害者又は知的障害者である労働者の総数の算定について、同条第三項の規定は親事業主に係る第一項の規定の適用について準用する。

第五十五条 (略)

2 (略)

第五十五条 (略)

2 (略)

3 第四十五条の二第四項の規定は前二項の身体障害者又は知的障害者である労働者の数の算定について、第四十八条第六項の規定は親事業主、関係親事業主又は特定組合等に係る前二項の規定の適用について準用する。

3 第四十六条第二項の規定は前二項の身体障害者又は知的障害者である労働者の数の算定について、同条第三項の規定は親事業主に係る前二項の規定の適用について準用する。

ついて準用する。

(納付金の納付等)

第五十六条 (略)

256 (略)

7 第四十八条第六項の規定は、親事業主、関係親事業主又は特定組合等に係る第一項、第三項及び第四項の規定の適用について準用する。この場合において、同条第六項中「とみなす」とあるのは、「とみど、当該子会社及び当該関係会社の事業所は当該親事業主の事業所と、当該特定事業主の事業所は当該特定組合等の事業所とみなす」と読み替えるものとする。

第三節 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者等に関する特例

(雇用義務等及び納付金関係業務に係る規定の適用に関する特例)

第六十九条 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間勤務職員及び重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者については、この節に定めるところにより、身体障害者又は知的障害者である職員及び身体障害者又は知的障害者である労働者に関する前二節（第三十七条、第三十八条第二項、第四十三条第二項から第四項まで、第四十五条の二第四項（第四十五条の三第五項、第四十六条第二項、第五十条第三項、第五十四条第四項及び第五十五条第三項において準用する場合を含む。）、第四十八条、第五十条第二項並びに第五十四条第二項及び第三項を除く。）の規

(納付金の納付等)

第五十六条 (略)

256 (略)

7 第四十六条第三項の規定は、親事業主に係る第一項、第三項及び第四項の規定の適用について準用する。この場合において、同条第三項中「当該親事業主」とあるのは「当該親事業主」と、「とみなす」とあるのは「と、当該子会社及び当該関係会社の事業所は当該親事業主の事業所とみなす」と読み替えるものとする。

第三節 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者等に関する特例

(雇用義務等及び納付金関係業務に係る規定の適用に関する特例)

第六十九条 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間勤務職員及び重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者については、この節に定めるところにより、身体障害者又は知的障害者である職員及び身体障害者又は知的障害者である労働者に関する前二節（第三十七条、第三十八条第二項、第四十三条第二項から第四項まで、第四十五条の二第四項（第四十五条の三第五項、第四十六条第二項、第五十条第三項、第五十四条第四項及び第五十五条第三項において準用する場合を含む。）、第四十八条、第五十条第二項並びに第五十四条第二項及び第三項を除く。）の規

びに第五十四条第二項及び第三項を除く。) の規定を適用するものとする。

(雇用義務等に係る規定の重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者についての適用に関する特例)

第七十一条 (略)

2 (略)

3 第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十五条の二第一項並びに第四十五条の三第一項及び第三項の規定の適用については、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者は、第四十五条の二第一項第三号及び第四十五条の三第一項第六号において身体障害者又は知的障害者である労働者とみなし、これらの規定の身体障害者又は知的障害者である労働者の数の算定については、重度身体障害者又は重度知的障害者である労働者の数に満たない範囲内について、第四十五条の二第四項の政令で定める数に満たない範囲内において厚生労働省令で定める数の身体障害者又は知的障害者である労働者に相当するものとみなし、第四十四条第一項(第二号を除く。)、第四十五条第一項及び第四十五条の二第一項(第三号を除く。)中「雇用する労働者」とあるのは「雇用する労働者又は重度身体障害者若しくは重度知的障害者である短時間労働者」と、「又は知的障害者である労働者」とあるのは「若しくは知的障害者である労働者又は重度身体障害者若しくは重度知的障害者である短時間労働者」とする。

定を適用するものとする。

(雇用義務等に係る規定の重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者についての適用に関する特例)

第七十一条 (略)

2 (略)

3 第四十四条第一項及び第四十五条第一項の規定の適用については、第四十四条第一項(第二号を除く。)及び第四十五条第一項中「雇用する労働者」とあるのは「雇用する労働者又は重度身体障害者若しくは重度知的障害者である短時間労働者」と、「又は知的障害者である労働者」とあるのは「若しくは知的障害者である労働者又は重度身体障害者若しくは重度知的障害者である短時間労働者」とする。

身体障害者若しくは重度知的障害者である短時間労働者」と、第十四条の三第一項（第四号及び第六号を除く。）中「が雇用する労働者」とあるのは「が雇用する労働者又は重度身体障害者若しくは重度知的障害者である短時間労働者」と、「又は知的障害者である労働者」とあるのは「若しくは知的障害者である短時間労働者」と、同条第三項第一号中「又は知的障害者である労働者」とあるのは「若しくは知的障害者である労働者又は重度身体障害者若しくは重度知的障害者である短時間労働者」とする。

4 第四十六条第一項の規定の適用については、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者は、身体障害者又は知的障害者である労働者とみなし、同項の身体障害者又は知的障害者である労働者の数の算定については、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者は、その一人をもつて、第四十五条の二第四項の政令で定める数に満たない範囲内において厚生労働省令で定める数の身体障害者又は知的障害者である労働者に相当するものとみなす。

。

5・6 (略)

(重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者に関する納付金関係業務の実施等)

第七十二条 第五十条第一項の身体障害者又は知的障害者である労働者の数の算定に当たつては、重度身体障害者又は重度知的障害者で

4 第四十六条第一項の規定の適用については、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者は、身体障害者又は知的障害者である労働者とみなし、同項の身体障害者又は知的障害者である労

働者の数の算定については、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者は、その一人をもつて、同条第二項の政令で定める数に満たない範囲内において厚生労働省令で定める数の身体障害者又は知的障害者である労働者に相当するものとみなす。

5・6 (略)

(重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者に関する納付金関係業務の実施等)

第七十二条 第五十条第一項の身体障害者又は知的障害者である労働者の数の算定に当たつては、重度身体障害者又は重度知的障害者で

ある短時間労働者は、その一人をもつて、同条第三項において準用する第四十五条の二第四項の政令で定める数に満たない範囲内において厚生労働省令で定める数の身体障害者又は知的障害者である労働者に相当するものとみなす。

2 第五十条第三項、第五十五条第三項及び第五十六条第七項において準用する第四十八条第六項の規定の適用については、同項中「労働者」とあるのは、「労働者又は重度身体障害者若しくは重度知的障害者である短時間労働者」とする。

3 (略)

6 第五十五条第一項及び第二項の規定の適用については、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者は、身体障害者又は知的障害者である労働者とみなし、これらの規定の身体障害者又は知的障害者である労働者の数の算定については、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者は、その一人をもつて、同条第三項において準用する第四十五条の二第四項の政令で定める数に満たない範囲内において厚生労働省令で定める数の身体障害者又は知的障害者である労働者に相当するものとみなす。

7・8 (略)

(雇用義務等及び納付金関係業務に係る規定の適用に関する特例)

ある短時間労働者は、その一人をもつて、同条第三項において準用する第四十六条第二項の政令で定める数に満たない範囲内において厚生労働省令で定める数の身体障害者又は知的障害者である労働者に相当するものとみなす。

2 第五十条第三項、第五十五条第三項及び第五十六条第七項において準用する第四十六条第三項の規定の適用については、同項中「労働者」とあるのは、「労働者又は重度身体障害者若しくは重度知的障害者である短時間労働者」とする。

3 (略)

6 第五十五条第一項及び第二項の規定の適用については、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者は、身体障害者又は知的障害者である労働者とみなし、これらの規定の身体障害者又は知的障害者である労働者の数の算定については、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者は、その一人をもつて、同条第三項において準用する第四十六条第二項の政令で定める数に満たない範囲内において厚生労働省令で定める数の身体障害者又は知的障害者である労働者に相当するものとみなす。

7・8 (略)

第四節 精神障害者に関する特例

(雇用義務等及び納付金関係業務に係る規定の適用に関する特例)

第四節 精神障害者に関する特例

第七十二条の二 精神障害者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（第七十三条、次節及び第七十九条を除き、以下「精神障害者」という。）である職員及び精神障害者である労働者については、この条から第十二条の五までに定めるところにより、第一節及び第二節（第三十七条、第三十八条第二項、第四十三条第二項から第四項まで、第四十五条の二第四項（第四十五条の三第五項、第四十六条第二項、第五十条第三項、第五十四条第四項及び第五十五条第三項において準用する場合を含む。）、第四十八条、第四十九条第一項第二号から第九号まで、第五十条第二項並びに第五十四条第二項及び第三項を除く。）の規定を適用するものとする。

（雇用義務等に係る規定の精神障害者である労働者についての適用に関する特例）

第七十二条の四 （略）

2 （略）

3 第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十五条の二第一項並びに第四十五条の三第一項及び第三項の規定の適用については、精神障害者である労働者は、第四十四条第一項第二号、第四十五条の二第一項第三号並びに第四十五条の三第一項第四号及び第六号において身体障害者又は知的障害者である労働者とみなし、第四十四条第一項第三号及び第四号、第四十五条第一項第三号、第四十五条の

第七十二条の二 精神障害者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（第七十三条、次節及び第七十九条を除き、以下「精神障害者」という。）である職員及び精神障害者である労働者については、この条から第十二条の五までに定めるところにより、第一節及び第二節（第三十七条、第三十八条第二項、第四十三条第二項から第四項まで、第四十五条第二項（第五十条第三項、第五十四条第四項及び第五十五条第三項において準用する場合を含む。）、第四十八条、第四十九条第二項第二号から第九号まで、第五十条第二項並びに第五十四条第二項及び第三項を除く。）の規定を適用するものとする。

（雇用義務等に係る規定の精神障害者である労働者についての適用に関する特例）

第七十二条の四 （略）

2 （略）

3 第四十四条第一項及び第四十五条第一項の規定の適用については、第四十四条第一項第二号から第四号までの規定及び第四十五条第一項第三号中「又は知的障害者である労働者」とあるのは、「知的障害者又は第七十二条の二に規定する精神障害者である労働者」とする。

二第二項第二号並びに第四十五条の三第一項（第四号及び第六号を除く。）及び第三項第一号中「又は知的障害者である労働者」とあるのは「知的障害者又は第七十二条の二に規定する精神障害者である労働者」と、第四十五条の二第一項第四号中「若しくは知的障害者である労働者」とあるのは「知的障害者若しくは第七十二条の二に規定する精神障害者である労働者」とする。

4・5 （略）

（準用）

第七十二条の六 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間勤務職員及び重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間勤務職員に関する前節（第七十二条第三項から第五項までを除く。）の規定は、精神障害者である短時間勤務職員及び精神障害者である短時間労働者について準用する。この場合において、第七十条第一項中「同条第二項の政令で定める数に満たない範囲内において厚生労働省令で定める数」とあり、第七十一条第一項中「同条第三項の政令で定める数に満たない範囲内において厚生労働省令で定める数」とあり、同条第三項及び第四項中「第四十五条の二第四項の政令で定める数」とあり、同条第三項及び第四項中「第四十五条の二第四項の政令で定める数」に満たない範囲内において厚生労働省令で定める数」とあるのは、「厚生労働省令で定める数」と読み替えるものとする。

（準用）

第七十二条の六 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間勤務職員及び重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間勤務職員に関する前節（第七十二条第三項から第五項までを除く。）の規定は、精神障害者である短時間勤務職員及び精神障害者である短時間労働者について準用する。この場合において、第七十条第一項及び第七十一条第四項中「同条第二項の政令で定める数に満たない範囲内において厚生労働省令で定める数」とあり、同条第一項中「同条第三項の政令で定める数に満たない範囲内において厚生労働省令で定める数」とあり、並びに第七十二条第一項及び第六項中「同条第三項において厚生労働省令で定める数」とあるのは、「厚生労働省令で定める数」と読み替えるものとする。

第六節 障害者の在宅就業に関する特例

第六節 障害者の在宅就業に関する特例

(在宅就業障害者特例調整金)

第七十四条の二 (略)

(在宅就業障害者特例調整金)

第七十四条の二 (略)

258 (略)

258 (略)

9 親事業主、関係親事業主又は特定組合等に係る第二項、第四項及び第五項並びに第五十六条第一項及び第四項の規定の適用について
は、在宅就業契約に基づく業務の対価として在宅就業障害者に対し
て支払った額に関し、当該子会社及び当該関係会社が支払った額は
当該親事業主のみが支払った額と、当該関係子会社が支払った額は
当該関係親事業主のみが支払った額と、当該特定事業主が支払った
額は当該特定組合等のみが支払った額とみなす。

9 親事業主に係る第二項、第四項及び第五項並びに第五十六条第一
項及び第四項の規定の適用については、当該子会社及び当該関係会
社が在宅就業契約に基づく業務の対価として在宅就業障害者に対し
て支払った額は、当該親事業主のみが在宅就業契約に基づく業務の
対価として在宅就業障害者に対して支払った額とみなす。

10 (略)

10 (略)

(在宅就業支援団体)

(在宅就業支援団体)

第七十四条の三 各年度ごとに、事業主に在宅就業対価相当額（事業
主が厚生労働大臣の登録を受けた法人（以下「在宅就業支援団体」
という。）との間で締結した物品の製造、役務の提供その他これら
に類する業務に係る契約に基づき当該事業主が在宅就業支援団体に
対して支払った金額のうち、当該契約の履行に当たり在宅就業支援
団体が在宅就業障害者との間で締結した在宅就業契約に基づく業務
の対価として支払った部分の金額に相当する金額をいう。以下同じ）

第七十四条の三 各年度ごとに、事業主に在宅就業対価相当額（事業
主が厚生労働大臣の登録を受けた法人（以下「在宅就業支援団体」
という。）との間で締結した物品の製造、役務の提供その他これら
に類する業務に係る契約に基づき当該事業主が在宅就業支援団体に
対して支払った金額のうち、当該契約の履行に当たり在宅就業支援
団体が在宅就業障害者との間で締結した在宅就業契約に基づく業務
の対価として支払った部分の金額に相当する金額をいう。以下同じ）

2 22 (略)	附 則	(三百人以下の労働者を雇用する事業主に係る納付金及び報奨金等に関する暫定措置)	2 22 (略)	附 則	(三百人以下の労働者を雇用する事業主に係る納付金及び報奨金等に関する暫定措置)	2 22 (略)
第四条 (略)	第六条 (略)	(各年度ごとに、対象事業主に在宅就業対価相当額があるときは、その総額を当該年度の対象額に加算する。この場合において、第四項の規定の適用については、同項中「対象額」とあるのは、「対象額と在宅就業対価相当額の総額とを合計した額」とし、第八項において準用する第七十四条の二第九項の規定の適用については、同項	第四条 (略)	第六条 (略)	(各年度ごとに、対象事業主に在宅就業対価相当額があるときは、その総額を当該年度の対象額に加算する。この場合において、第四項の規定の適用については、同項中「対象額」とあるのは、「対象額と在宅就業対価相当額の総額とを合計した額」とし、第八項において準用する第七十四条の二第九項の規定の適用については、同項	第六条 (略)
2 22 (略)	附 則	(三百人以下の労働者を雇用する事業主に係る納付金及び報奨金等に関する暫定措置)	2 22 (略)	附 則	(三百人以下の労働者を雇用する事業主に係る納付金及び報奨金等に関する暫定措置)	2 22 (略)

中「[に]関し、」とあるのは「[に]関し」と、「とみなす」とあるのは「[に]関し」と、「とみなす」とあるのは「[に]関し」と、当該子会社及び当該関係会社に係る次条第一項に規定する在宅就業対価相当額（以下この項において「在宅就業対価相当額」という。）は当該親事業主のみに係る在宅就業対価相当額と、当該関係子会社に係る在宅就業対価相当額は当該親事業主のみに係る在宅就業対価相当額と、当該特定事業主に係る在宅就業対価相当額は当該特定組合等のみに係る在宅就業対価相当額とみなす」とする。

7
(略)

8 第四十五条の二第四項の規定は第二項の身体障害者又は知的障害者である労働者の数の算定について、第四十八条第六項の規定は親事業主、関係親事業主又は特定組合等に係る第一項から第三項までの規定の適用について、第五十条第四項及び第五項の規定は報奨金等について、第七十四条の二第七項及び第七十四条の三第二十項の規定は第二項に規定する業務（第四項に係るものに限る。）について、第七十四条の二第九項の規定は第四項の在宅就業障害者特例報奨金について準用する。

9・10
(略)

11 第八項において準用する第四十八条第六項の規定の適用（第三項の規定の適用に係る部分に限る。）については、同条第六項中「労働者」とあるのは、「労働者、重度身体障害者である短時間労働者又は重度知的障害者である短時間労働者」とする。

12・13
(略)

中「支払った額は、」とあるのは「支払った額は」と、「支払った額」とあるのは「支払った額と、当該子会社及び当該関係会社に係る次条第一項に規定する在宅就業対価相当額は当該親事業主のみに係る同項に規定する在宅就業対価相当額と」とする。

7
(略)

8 第四十六条第二項の規定は第三項の身体障害者又は知的障害者である労働者の数の算定について、同条第三項の規定は親事業主に係る第一項から第三項までの規定の適用について、第五十条第四項及び第五項の規定は報奨金等について、第七十四条の二第七項及び第七十四条の三第二十項の規定は第二項に規定する業務（第四項に係るものに限る。）について、第七十四条の二第九項の規定は第四項の在宅就業障害者特例報奨金について準用する。

9・10
(略)

11 第八項において準用する第四十六条第三項の規定の適用（第三項の規定の適用に係る部分に限る。）については、同条第三項中「労働者」とあるのは、「労働者、重度身体障害者である短時間労働者又は重度知的障害者である短時間労働者」とする。

12・13
(略)

(除外率設定業種に係る納付金の額の算定等に関する暫定措置)

第五条 第五十条、第五十四条及び前条の規定の適用についてでは、当分の間、第五十条第一項中「同条第一項の規定により算定した額」とあるのは「当該調整基礎額に当該年度に属する各月ごとにその初日におけるその雇用する労働者の数に附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される第五十四条第三項に規定する基準雇用率を乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の合計数を乗じて得た額」と、同条第二項及び前条第三項中「第五十四条第三項に規定する基準雇用率」とあるのは「附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される第五十四条第三項に規定する基準雇用率」と、第五十四条第一項及び第二項中「その雇用する労働者の数」とあるのは「その雇用する労働者の数（除外率設定業種に属する事業を行う事業所の事業主にあつては、その日におけるその雇用する労働者の数から、その日における当該事業所に係る除外率設定業種ごとの労働者の数に当該除外率設定業種に係る除外率を乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）を合計した数を控除した数）」と、同条第三項中「労働者の総数に対する」とあるのは「労働者の総数から除外率設定業種ごとの労働者の総数に当該除外率設定業種に係る除外率を乗じて得た数の合計数を控除した数に対する」と、同条第四項中「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、同条第六項中「どみなす」とあるのは、「と、当該子会社及び当該関係会社の事業所は当該親事業主の事業所と、当該関係子会社の事

(除外率設定業種に係る納付金の額の算定等に関する暫定措置)

第五条 第五十条、第五十四条及び前条の規定の適用については、当分の間、第五十条第一項中「同条第一項の規定により算定した額」とあるのは「当該調整基礎額に当該年度に属する各月ごとにその初日におけるその雇用する労働者の数に附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される第五十四条第三項に規定する基準雇用率を乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の合計数を乗じて得た額」と、同条第二項及び前条第三項中「第五十四条第三項に規定する基準雇用率」とあるのは「附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される第五十四条第三項に規定する基準雇用率」と、第五十四条第一項及び第二項中「その雇用する労働者の数」とあるのは「その雇用する労働者の数（除外率設定業種に属する事業を行う事業所の事業主にあつては、その日におけるその雇用する労働者の数から、その日における当該事業所に係る除外率設定業種ごとの労働者の数に当該除外率設定業種に係る除外率を乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）を合計した数を控除した数）」と、同条第三項中「労働者の総数に対する」とあるのは「労働者の総数から除外率設定業種ごとの労働者の総数に当該除外率設定業種に係る除外率を乗じて得た数の合計数を控除した数に対する」と、同条第四項中「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、同条第三項中「当該親事業主」とあるのは「当該親事業主」と、「どみなす」とあるのは、「と、当該子会社及び当該関係子会社の事

事業所は当該關係親事業主の事業所と、当該特定事業主の事業所は当該特定組合等の事業所とみなす」と読み替えるものとする」とする。

2
(略)

業所は当該親事業主の事業所とみなす」と読み替えるものとする」とする。

2
(略)

(傍線部分は改正部分)

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十二号）（第二条関係）

改
正
案

目次

第一章・第二章 （略）

第三章 身体障害者又は知的障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等

第一節・第二節 （略）

第二節 精神障害者に関する特例（第六十九条～第七十二条）

第四節 身体障害者、知的障害者及び精神障害者以外の障害者に関する特例（第七十四条）

第五節 障害者の在宅就業に関する特例（第七十四条の二～第七十四条の三）

附則

第三章 身体障害者又は知的障害者の雇用義務等に基づく雇用

の促進等

第一節 身体障害者又は知的障害者の雇用義務等

現
行

目次

第一章・第二章 （略）

第三章 身体障害者又は知的障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等

第一節・第二節 （略）

第三節 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者等に関する特例（第六十九条～第七十二条）

第四節 精神障害者に関する特例（第七十二条の二～第七十三条）

第五節 身体障害者、知的障害者及び精神障害者以外の障害者に関する特例（第七十四条）

第六節 障害者の在宅就業に関する特例（第七十四条の二～第七十四条の三）

附則

第三章 身体障害者又は知的障害者の雇用義務等に基づく雇用

の促進等

第一節 身体障害者又は知的障害者の雇用義務等

(雇用に関する国及び地方公共団体の義務)

第三十八条 国及び地方公共団体の任命権者（委任を受けて任命権を行なう者を除く。以下同じ。）は、職員（当該機関（当該任命権者の委任を受けて任命権を行なう者に係る機関を含む。以下同じ。）に常時勤務する職員であつて、警察官、自衛官その他の政令で定める職員以外のものに限る。以下同じ。）の採用について、当該機関に勤務する身体障害者又は知的障害者である職員の数が、当該機関の職員の総数に、第四十三条第二項に規定する障害者雇用率を下回らない率であつて政令で定めるものを乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）未満である場合には、身体障害者又は知的障害者である職員の数がその率を乗じて得た数以上となるようにするため、政令で定めるところにより、身体障害者又は知的障害者の採用に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の職員の総数の算定に当たつては、短時間勤務職員（一週間の勤務時間が、当該機関に勤務する通常の職員の一週間の勤務時間に比し短く、かつ、第四十三条第三項の厚生労働大臣の定める時間未満である常時勤務する職員をいう。以下同じ。）は、その一人をもつて、厚生労働省令で定める数の職員に相当するものとみなす。

(雇用に関する国及び地方公共団体の義務)

第三十八条 国及び地方公共団体の任命権者（委任を受けて任命権を行なう者を除く。以下同じ。）は、職員（当該機関（当該任命権者の委任を受けて任命権を行なう者に係る機関を含む。以下同じ。）に常時勤務する職員（一週間の勤務時間が、当該機関に勤務する通常の厚生労働大臣の定める時間に比し短く、かつ、第四十三条第一項の厚生労働大臣の定める時間未満である常時勤務する職員（以下「短時間勤務職員」という。）を除く。）であつて、警察官、自衛官その他の政令で定める職員以外のものに限る。以下同じ。）の採用について、当該機関に勤務する身体障害者又は知的障害者である職員の数が、当該機関の職員の総数に、第四十三条第二項に規定する障害者雇用率を下回らない率であつて政令で定めるものを乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）未満である場合には、身体障害者又は知的障害者である職員の数がその率を乗じて得た数以上となるようにするため、政令で定めるところにより、身体障害者又は知的障害者の採用に関する計画を作成しなければならない。

3 第一項の身体障害者又は知的障害者である職員の数の算定に当たつては、身体障害者又は知的障害者である短時間勤務職員は、その一人をもつて、厚生労働省令で定める数の身体障害者又は知的障害者である職員に相当するものとみなす。

4 第一項の身体障害者又は知的障害者である職員の数の算定に当たつては、重度身体障害者又は重度知的障害者である職員（短時間勤務職員を除く。）は、その一人をもつて、政令で定める数の身体障害者又は知的障害者である職員に相当するものとみなす。

5 第一項の身体障害者又は知的障害者である職員の数の算定に当たつては、第三項の規定にかかわらず、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間勤務職員は、その一人をもつて、前項の政令で定める数に満たない範囲内において厚生労働省令で定める数の身体障害者又は知的障害者である職員に相当するものとみなす。

（一般事業主の雇用義務等）

第四十三条 事業主（常時雇用する労働者（以下単に「労働者」という。）を雇用する事業主をいい、国及び地方公共団体を除く。以下同じ。）は、厚生労働省令で定める雇用関係の変動がある場合には、その雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者の数が、その雇用する労働者の数に障害者雇用率を乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。第四十六条第一項において「法定雇用障害者数」という。）以上であるようにしなければならない。

2 前項の身体障害者又は知的障害者である職員の数の算定に当たつては、重度身体障害者又は重度知的障害者である職員は、その一人をもつて、政令で定める数の身体障害者又は知的障害者である職員に相当するものとみなす。

（一般事業主の雇用義務等）

第四十三条 事業主（常時雇用する労働者（一週間の所定労働時間が当該事業主の事業所に雇用する通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短く、かつ、厚生労働大臣の定める時間数未満である常時雇用する労働者（以下「短時間労働者」という。）を除く。以下単に「労働者」という。）を雇用する事業主をいい、国及び地方公共団体を除く。以下同じ。）は、厚生労働省令で定める雇用関係の変動がある場合には、その雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者の数が、その雇用する労働者の数に障害者雇用率を乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。第四十六条第一項において「法定雇用障害者数」という。）以上であるようにしなければならない。

得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。第四十六条第一項において「法定雇用障害者数」という。）以上であるようにしなければならない。

2 (略)

3 第一項の身体障害者又は知的障害者である労働者の数及び前項の

身体障害者又は知的障害者である労働者の総数の算定に当たつては、身体障害者又は知的障害者である短時間労働者（一週間の所定労働時間が、当該事業主の事業所に雇用する通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短く、かつ、厚生労働大臣の定める時間数未満である常時雇用する労働者をいう。以下同じ。）は、その一人をもつて、厚生労働省令で定める数の身体障害者又は知的障害者である労働者に相当するものとみなす。

4 第一項の身体障害者又は知的障害者である労働者の数及び第二項

の身体障害者又は知的障害者である労働者の総数の算定に当たつては、重度身体障害者又は重度知的障害者である労働者（短時間労働者を除く。）は、その一人をもつて、政令で定める数の身体障害者又は知的障害者である労働者に相当するものとみなす。

5 第一項の身体障害者又は知的障害者である労働者の数及び第二項の身体障害者又は知的障害者である労働者の総数の算定に当たつては、第三項の規定にかかわらず、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者は、その一人をもつて、前項の政令で定める数に満たない範囲内において厚生労働省令で定める数の身体障害者又は知的障害者である労働者に相当するものとみなす。

2 (略)

3 第一項の身体障害者又は知的障害者である労働者の数及び前項の

身体障害者又は知的障害者である労働者の総数の算定に当たつては、重度身体障害者又は重度知的障害者である労働者は、その一人をもつて、政令で定める数の身体障害者又は知的障害者である労働者に相当するものとみなす。

6・7 (略)

8 第一項及び前項の雇用する労働者の数並びに第二項の労働者の総数の算定に当たつては、短時間労働者は、その一人をもつて、厚生労働省令で定める数の労働者に相当するものとみなす。

(子会社に雇用される労働者に関する特例)

第四十四条 特定の株式会社（第四十五条の三第一項の認定に係る組合員たる事業主であるものを除く。）と厚生労働省令で定める特殊の関係のある事業主で、当該事業主及び当該株式会社（以下「子会社」という。）の申請に基づいて当該子会社について次に掲げる基準に適合する旨の厚生労働大臣の認定を受けたもの（以下「親事業主」という。）に係る前条第一項及び第七項の規定の適用については、当該子会社が雇用する労働者は当該親事業主のみが雇用する労働者と、当該子会社の事業所は当該親事業主の事業所とみなす。

一〇四 (略)

2 前項第二号の労働者の総数の算定に当たつては、短時間労働者は、その一人をもつて、厚生労働省令で定める数の労働者に相当するものとみなす。

3 第一項第二号の身体障害者又は知的障害者である労働者の数の算定に当たつては、身体障害者又は知的障害者である短時間労働者は、その一人をもつて、厚生労働省令で定める数の身体障害者又は知的障害者である労働者に相当するものとみなす。

4 厚生労働大臣は、第一項の規定による認定をした後において、親事

4・5 (略)

(子会社に雇用される労働者に関する特例)

第四十四条 特定の株式会社（第四十五条の三第一項の認定に係る組合員たる事業主であるものを除く。）と厚生労働省令で定める特殊の関係のある事業主で、当該事業主及び当該株式会社（以下「子会社」という。）の申請に基づいて当該子会社について次に掲げる基準に適合する旨の厚生労働大臣の認定を受けたもの（以下「親事業主」という。）に係る前条第一項及び第五項の規定の適用については、当該子会社が雇用する労働者は当該親事業主のみが雇用する労働者と、当該子会社の事業所は当該親事業主の事業所とみなす。

一〇四 (略)

2 厚生労働大臣は、前項の規定による認定をした後において、親事

事業主が同項に定める特殊の関係についての要件を満たさなくなつたとき若しくは事業を廃止したとき、又は当該認定に係る子会社について同項各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

第四十五条 親事業主であつて、特定の株式会社（当該親事業主の子会社及び第四十五条の三第一項の認定に係る組合員たる事業主であるものを除く。）と厚生労働省令で定める特殊の関係にあるもので、当該親事業主、当該子会社及び当該株式会社（以下「関係会社」という。）の申請に基づいて当該親事業主及び当該関係会社について次に掲げる基準に適合する旨の厚生労働大臣の認定を受けたものに係る第四十三条第一項及び第七項の規定の適用については、当該関係会社が雇用する労働者は当該親事業主のみが雇用する労働者と、当該関係会社の事業所は当該親事業主の事業所とみなす。

一 （略）

二 当該親事業主が第七十八条第一項各号に掲げる業務を担当する者を同項の規定により選任しており、かつ、その者が当該子会社及び当該関係会社についても同項第一号に掲げる業務を行うこととしていること。

三 （略）

前条第四項の規定は、第一項の場合について準用する。

業主が同項に定める特殊の関係についての要件を満たさなくなつたとき若しくは事業を廃止したとき、又は当該認定に係る子会社について同項各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

第四十五条 親事業主であつて、特定の株式会社（当該親事業主の子会社及び第四十五条の三第一項の認定に係る組合員たる事業主であるものを除く。）と厚生労働省令で定める特殊の関係にあるもので、当該親事業主、当該子会社及び当該株式会社（以下「関係会社」という。）の申請に基づいて当該親事業主及び当該関係会社について次に掲げる基準に適合する旨の厚生労働大臣の認定を受けたものに係る第四十三条第一項及び第五項の規定の適用については、当該関係会社が雇用する労働者は当該親事業主のみが雇用する労働者と、当該関係会社の事業所は当該親事業主の事業所とみなす。

一 （略）

二 当該親事業主が第七十八条各号に掲げる業務を担当する者を同項の規定により選任しており、かつ、その者が当該子会社及び当該関係会社についても同條第一号に掲げる業務を行うこととしていること。

三 （略）

前条第二項の規定は、第一項の場合について準用する。

(関係子会社に雇用される労働者に関する特例)

第四十五条の二 事業主であつて、当該事業主及びそのすべての子会社の申請に基づいて当該事業主及び当該申請に係る子会社（以下「関係子会社」という。）について次に掲げる基準に適合する旨の厚生労働大臣の認定を受けたもの（以下「関係親事業主」という。）に係る第四十三条第一項及び第七項の規定の適用については、当該関係子会社が雇用する労働者は当該関係親事業主のみが雇用する労働者と、当該関係子会社の事業所は当該関係親事業主の事業所とみなす。

一 当該事業主が第七十八条第一項各号に掲げる業務を担当する者を同項の規定により選任しており、かつ、その者が当該関係子会社についても同項第一号に掲げる業務を行うこととしていること。

二(四) (略)
2・3 (略)

4 第一項第三号の身体障害者又は知的障害者である労働者の数の算定に当たつては、身体障害者又は知的障害者である短時間労働者は、その一人をもつて、厚生労働省令で定める数の身体障害者又は知的障害者である労働者に相当するものとみなす。

5 第一項第三号の身体障害者又は知的障害者である労働者の数の算定に当たつては、重度身体障害者又は重度知的障害者である労働者（短時間労働者を除く。）は、その一人をもつて、政令で定める数の身体障害者又は知的障害者である労働者に相当するものとみなす。

(関係子会社に雇用される労働者に関する特例)

第四十五条の二 事業主であつて、当該事業主及びそのすべての子会社の申請に基づいて当該事業主及び当該申請に係る子会社（以下「関係子会社」という。）について次に掲げる基準に適合する旨の厚生労働大臣の認定を受けたもの（以下「関係親事業主」という。）に係る第四十三条第一項及び第五項の規定の適用については、当該関係子会社が雇用する労働者は当該関係親事業主のみが雇用する労働者と、当該関係子会社の事業所は当該関係親事業主の事業所とみなす。

一 当該事業主が第七十八条各号に掲げる業務を担当する者を同項の規定により選任しており、かつ、その者が当該関係子会社についても同項第一号に掲げる業務を行うこととしていること。

二(四) (略)
2・3 (略)

4 第一項第三号の身体障害者又は知的障害者である労働者の数の算定に当たつては、重度身体障害者又は重度知的障害者である労働者は、その一人をもつて、政令で定める数の身体障害者又は知的障害者である労働者に相当するものとみなす。

5 第一項第三号の身体障害者又は知的障害者である労働者の数の算定に当たつては、重度身体障害者又は重度知的障害者である労働者は、その一人をもつて、政令で定める数の身体障害者又は知的障害者である労働者に相当するものとみなす。

6 第一項第三号の身体障害者又は知的障害者である労働者の数の算定に当たつては、第四項の規定にかかわらず、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者は、その一人をもつて、前項の政令で定める数に満たない範囲内において厚生労働省令で定める数の身体障害者又は知的障害者である労働者に相当するものとみなす。

7 第四十四条第四項の規定は、第一項の場合について準用する。

(特定事業主に雇用される労働者に関する特例)

第四十五条の三 事業協同組合等であつて、当該事業協同組合等及び複数のその組合員たる事業主（その雇用する労働者の数が常時第四十三条第七項の厚生労働省令で定める数以上である事業主に限り、第四十四条第一項、第四十五条第一項、前条第一項又はこの項の認定に係る子会社、関係会社、関係子会社又は組合員たる事業主であるものを除く。以下「特定事業主」という。）の申請に基づいて当該事業協同組合等及び当該特定事業主について次に掲げる基準に適合する旨の厚生労働大臣の認定を受けたもの（以下「特定組合等」という。）に係る第四十三条第一項及び第七項の規定の適用については、当該特定事業主が雇用する労働者は当該特定組合等のみが雇用する労働者と、当該特定事業主の事業所は当該特定組合等の事業所とみなす。

一〇六 (略)

5 第四十四条第二項の規定は、第一項の場合について準用する。

(特定事業主に雇用される労働者に関する特例)

第四十五条の三 事業協同組合等であつて、当該事業協同組合等及び複数のその組合員たる事業主（その雇用する労働者の数が常時第四十三条第五項の厚生労働省令で定める数以上である事業主に限り、第四十四条第一項、第四十五条第一項、前条第一項又はこの項の認定に係る子会社、関係会社、関係子会社又は組合員たる事業主であるものを除く。以下「特定事業主」という。）の申請に基づいて当該事業協同組合等及び当該特定事業主について次に掲げる基準に適合する旨の厚生労働大臣の認定を受けたもの（以下「特定組合等」という。）に係る第四十三条第一項及び第五項の規定の適用については、当該特定事業主が雇用する労働者は当該特定組合等のみが雇用する労働者と、当該特定事業主の事業所は当該特定組合等の事業所とみなす。

一〇六 (略)

2 4 (略)	5 第四十三条第八項の規定は、第一項の雇用する労働者の数及び同項第四号の労働者の総数の算定について準用する。
6 前条第四項の規定は第一項第四号の身体障害者又は知的障害者である労働者の数の算定について、同条第四項から第六項までの規定は第一項第六号の身体障害者又は知的障害者である労働者の数の算定について準用する。	5 前条第四項の規定は、第一項第六号の身体障害者又は知的障害者である労働者の数の算定について準用する。
7 (略)	6 (略)
(一般事業主の身体障害者又は知的障害者の雇入れに関する計画)	(一般事業主の身体障害者又は知的障害者の雇入れに関する計画)
第四十六条 (略)	第四十六条 (略)
2 第四十五条の二第四項から第六項までの規定は、前項の身体障害者又は知的障害者である労働者の数の算定について準用する。	2 第四十五条の二第四項の規定は、前項の身体障害者又は知的障害者である労働者の数の算定について準用する。
3 6 (略)	3 6 (略)
(特定身体障害者)	(特定身体障害者)
第四十八条 国及び地方公共団体の任命権者は、特定職種（労働能力はあるが、別表に掲げる障害の程度が重いため通常の職業に就くことが特に困難である身体障害者の能力にも適合すると認められる職種で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の職員（短時間勤務職員を除く。以下この項及び第三項において同じ。）の採用について、当該機関に勤務する特定身体障害者（身体障害者のうち特定職種ごとに政令で定める者に該当する者をいう。以下この条において同じ。）である当該職種の職員の数が、当該機関に勤	第四十八条 国及び地方公共団体の任命権者は、特定職種（労働能力はあるが、別表に掲げる障害の程度が重いため通常の職業に就くことが特に困難である身体障害者の能力にも適合すると認められる職種で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の職員の採用について、当該機関に勤務する特定身体障害者（身体障害者のうち特定職種ごとに政令で定める者に該当する者をいう。以下この条において同じ。）である当該職種の職員の数が、当該機関に勤

の条において同じ。)である当該職種の職員の数が、当該機関に勤務する当該職種の職員の総数に、職種に応じて政令で定める特定身体障害者雇用率を乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）未満である場合には、特定身体障害者である当該職種の職員の数がその特定身体障害者雇用率を乗じて得た数以上となるようにするため、政令で定めるところにより、特定身体障害者の採用に関する計画を作成しなければならない。

2・3 (略)

4 事業主は、特定職種の労働者（短時間労働者を除く。以下この項及び次項において同じ。）の雇入れについては、その雇用する特定身体障害者である当該職種の労働者の数が、その雇用する当該職種の労働者の総数に、職種に応じて厚生労働省令で定める特定身体障害者雇用率を乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）以上であるように努めなければならぬ。

5・7 (略)

第二節 障害者雇用調整金の支給等及び障害者雇用納付金の徴収

第一款 障害者雇用調整金の支給等

(納付金関係業務)

務する当該職種の職員の総数に、職種に応じて政令で定める特定身体障害者雇用率を乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）未満である場合には、特定身体障害者である当該職種の職員の数がその特定身体障害者雇用率を乗じて得た数以上となるようにするため、政令で定めるところにより、特定身体障害者の採用に関する計画を作成しなければならない。

2・3 (略)

4 事業主は、特定職種の労働者の雇入れについては、その雇用する特定身体障害者である当該職種の労働者の数が、その雇用する当該職種の労働者の総数に、職種に応じて厚生労働省令で定める特定身体障害者雇用率を乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）以上であるように努めなければならぬ。

5・7 (略)

第二節 障害者雇用調整金の支給等及び障害者雇用納付金の徴収

第一款 障害者雇用調整金の支給等

(納付金関係業務)

第四十九条 (略)

一 事業主(特殊法人を除く。以下この節及び第五節において同じ。)で次条第一項の規定に該当するものに対して、同項の障害者雇用調整金を支給すること。

二(一)十一 (略)

2 (略)

(障害者雇用調整金の支給)

第五十条 (略)

2 (略)

第四十九条 (略)

一 事業主(特殊法人を除く。以下この節及び第六節において同じ。)で次条第一項の規定に該当するものに対して、同項の障害者雇用調整金を支給すること。

二(一)十一 (略)

2 (略)

4 | 第四十三条第八項の規定は、前項の雇用する労働者の数の算定について準用する。

5 | (略)

6 | 第二項から前項までに定めるもののほか、法人である事業主が合併した場合又は個人である事業主について相続(包括遺贈を含む。第六十八条において同じ。)があつた場合における調整金の額の算定の特例その他調整金に関し必要な事項は、政令で定める。

3 | 第四十五条の二第四項の規定は第一項の身体障害者又は知的障害者又は知的障害者である労働者の数の算定について、第四十八条第六項の規定は親事業主、関係親事業主又は特定組合等に係る第一項の規定の適用について準用する。

4 | (略)

5 | 前三項に定めるもののほか、法人である事業主が合併した場合は個人である事業主について相続(包括遺贈を含む。第六十八条において同じ。)があつた場合における調整金の額の算定の特例その他調整金に関し必要な事項は、政令で定める。

第二款 障害者雇用納付金の徴収

第二款 障害者雇用納付金の徴収

			(納付金の額等)
第五十四条	(略)	第五十四条	(納付金の額等)
2・3	(略)	2・3	(略)
4	第四十三条第八項の規定は、第一項及び第二項の雇用する労働者の数並びに前項の労働者の総数の算定について準用する。	4	第四十五条の二第四項の規定は前項の身体障害者又は知的障害者である労働者の総数の算定について、第四十八条第六項の規定は親事業主、関係親事業主又は特定組合等に係る第一項の規定の適用について準用する。
第五十五条	(略)	第五十五条	(略)
2	(略)	2	(略)
3	第四十五条の二第四項から第六項までの規定は前二項の身体障害者又は知的障害者である労働者の数の算定について、第四十八条第六項の規定は親事業主、関係親事業主又は特定組合等に係る前二項の規定の適用について準用する。	3	第四十五条の二第四項の規定は前二項の身体障害者又は知的障害者である労働者の数の算定について、第四十八条第六項の規定は親事業主、関係親事業主又は特定組合等に係る前二項の規定の適用について準用する。
第三節	重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者等に関する特例	第三節	重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者等に関する特例
(雇用義務等及び納付金関係業務に係る規定の適用に関する特例)		(雇用義務等及び納付金関係業務に係る規定の適用に関する特例)	
第六十九条	重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間勤務職	第六十九条	重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間勤務職

員及び重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者については、この節に定めるところにより、身体障害者又は知的障害者である職員及び身体障害者又は知的障害者である労働者に関する前二節（第三十七条、第三十八条第二項、第四十三条第二項から第四項まで、第四十五条の二第四項（第四十五条の三第五項、第四十六条第二項、第五十条第三項、第五十四条第四項及び第五十五条第三項において準用する場合を含む。）、第四十八条、第五十条第二項並びに第五十四条第二項及び第三項を除く。）の規定を適用するものとする。

（雇用義務等に係る規定の重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間勤務職員についての適用に関する特例）

第七十条 第三十八条第一項に規定する場合において、当該機関に重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間勤務職員が勤務するときにおける同項の規定の適用については、同項の計画の作成前にも、当該機関の任命権者が身体障害者又は知的障害者である職員以外の職員に替えて当該重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間勤務職員の一人をもつて同条第二項の政令で定める数に満たない範囲内において厚生労働省令で定める数に相当する数の身体障害者又は知的障害者である職員を採用したものとみなす。

2～4 （略）

（雇用義務等に係る規定の重度身体障害者又は重度知的障害者であ

る短時間労働者についての適用に関する特例)

第七十一条 第四十三条第一項の場合において、当該事業主が重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者を雇用しているときにおける同項の規定の適用については、当該雇用関係の変動がある時に、当該事業主が身体障害者又は知的障害者である労働者以外の労働者に替えて当該重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者の一人をもつて同条第三項の政令で定める数に満たない範囲内において厚生労働省令で定める数に相当する数の身体障害者又は知的障害者である労働者を雇い入れたものとみなす。

2(8) (略)

(重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者に関する納付金関係業務の実施等)

第七十二条 第五十条第一項の身体障害者又は知的障害者である労働者の数の算定に当たつては、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者は、その一人をもつて、同条第三項において準用する第四十五条の二第四項の政令で定める数に満たない範囲内において厚生労働省令で定める数の身体障害者又は知的障害者である労働者に相当するものとみなす。

2(8) (略)

(雇用義務等及び納付金関係業務に係る規定の適用に関する特例)

第六十九条 精神障害者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（第七十三条、次節及び第七十九条を除き、以下「精神障害者」という。）である職員及び精神障害者である労働者については、この条から第七十二条までに定めるところにより、身体障害者又は知的障害者である職員及び身体障害者又は知的障害者である労働者に関する前二節（第三十七条、第三十八条第三項から第五項まで、第四十三条第二項から第六项まで、第四十四条第三項、第四十五条の二第四項から第六項まで（第四十五条の三第六項、第四十六条第二項、第五十条第四項、第五十四条第五項及び第五十五条第三項において準用する場合を含む。）、第四十八条、第四十九条第一項第二号から第九号まで、第五十条第二項並びに第五十四条第二項及び第三項を除く。）の規定を適用するものとする。

(雇用義務等に係る規定の精神障害者である職員についての適用に関する特例)

第七十条 第三十八条第一項に規定する場合において、当該機関に精神障害者である職員が勤務するときにおける同項の規定の適用については、同項の計画の作成前に、当該機関の任命権者が身体障害者又は知的障害者である職員以外の職員に替えて当該精神障害者である職員の数に相当する数（精神障害者である短時間勤務職員につ

(雇用義務等及び納付金関係業務に係る規定の適用に関する特例)

第七十二条の二 精神障害者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（第七十三条、次節及び第七十九条を除き、以下「精神障害者」という。）である職員及び精神障害者である労働者については、この条から第七十二条までに定めるところにより、第一節及び第二節（第三十七条、第三十八条第二項、第四十三条第二項から第四項まで、第四十五条の二第四項（第四十五条の三第五項、第四十六条第二項、第五十条第三項、第五十四条第四項及び第五十五条第三項において準用する場合を含む。）、第四十八条、第四十九条第一項第二号から第九号まで、第五十条第二項並びに第五十四条第二項及び第三項を除く。）の規定を適用するものとする。

(雇用義務等に係る規定の精神障害者である職員についての適用に関する特例)

第七十二条の三 第三十八条第一項に規定する場合において、当該機関に精神障害者である職員が勤務するときにおける同項の規定の適用については、同項の計画の作成前に、当該機関の任命権者が身体障害者又は知的障害者である職員以外の職員に替えて当該精神障害者である職員の数に相当する数の身体障害者又は知的障害者である

ては、その一人をもつて、厚生労働省令で定める数に相当する数の身体障害者又は知的障害者である職員を採用したものとみなす。

2・3 (略)

4 第四十一条及び第四十二条第一項の規定の適用については、第四十一条第一項及び第四十二条第一項第二号中「又は知的障害者である職員」とあるのは、「知的障害者又は第六十九条に規定する精神障害者である職員」と、第四十一条第二項中「若しくは知的障害者である職員」とあるのは、「知的障害者若しくは第六十九条に規定する精神障害者である職員」とする。

(雇用義務等に係る規定の精神障害者である労働者についての適用に関する特例)

第七十一条 第四十三条第一項の場合において、当該事業主が精神障害者である労働者を雇用しているときにおける同項の規定の適用については、当該雇用関係の変動がある時に、当該事業主が身体障害者又は知的障害者である労働者以外の労働者に替えて当該精神障害者である労働者の数に相当する数(精神障害者である短時間労働者にあつては、その一人をもつて、厚生労働省令で定める数に相当する数)の身体障害者又は知的障害者である労働者を雇い入れたものとみなす。

2 第四十三条第七項の規定の適用については、精神障害者である労

働者は、身体障害者又は知的障害者である労働者とみなす。

3 第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十五条の二第一項並

職員を採用したものとみなす。

2・3 (略)

4 第四十一条及び第四十二条第一項の規定の適用については、第四十一条第一項及び第四十二条第一項第二号中「又は知的障害者である職員」とあるのは、「知的障害者又は第七十二条の二に規定する精神障害者である職員」と、第四十一条第二項中「若しくは知的障害者である職員」とあるのは、「知的障害者若しくは第七十二条の二に規定する精神障害者である職員」とする。

(雇用義務等に係る規定の精神障害者である労働者についての適用に関する特例)

第七十二条の四 第四十三条第一項の場合において、当該事業主が精神障害者である労働者を雇用しているときにおける同項の規定の適用については、当該雇用関係の変動がある時に、当該事業主が身体障害者又は知的障害者である労働者以外の労働者に替えて当該精神障害者である労働者の数に相当する数の身体障害者又は知的障害者である労働者を雇い入れたものとみなす。

2 第四十三条第五項の規定の適用については、精神障害者である労

働者は、身体障害者又は知的障害者である労働者とみなす。

3 第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十五条の二第一項並

びに第四十五条の三第一項及び第三項の規定の適用については、精神障害者である労働者は、第四十四条第一項第二号、第四十五条の二第一項第三号並びに第四十五条の三第一項第四号及び第六号において身体障害者又は知的障害者である労働者とみなし、これらの規定の身体障害者又は知的障害者である労働者の数の算定に当たつては、精神障害者である短時間労働者は、その一人をもつて、厚生労働省令で定める数の身体障害者又は知的障害者である労働者に相当するものとみなし、第四十四条第一項第三号及び第四号、第四十五条第一項第三号及び第六号、第四十五条の二第一項第二号並びに第四十五条の三第一項（第四号及び第六号を除く。）及び第三項第一号中「又は知的障害者である労働者」とあるのは、「知的障害者又は第七十二条の二に規定する精神障害者である労働者」と、第四十五条の二第一項第四号中「若しくは知的障害者である労働者」とあるのは、「知的障害者若しくは第七十二条の二に規定する精神障害者である労働者」とする。

第四号中「若しくは知的障害者である労働者」とあるのは、「知的障害者若しくは第六十九条に規定する精神障害者である労働者」とする。

4 第四十六条第一項の規定の適用については、精神障害者である労働者は、身体障害者又は知的障害者である労働者とみなし、同項の身体障害者又は知的障害者である労働者の数の算定に当たつては、精神障害者である短時間労働者は、その一人をもつて、厚生労働省令で定める数の身体障害者又は知的障害者である労働者に相当するものとみなす。

5 (略)

びに第四十五条の三第一項及び第三項の規定の適用については、精神障害者である労働者は、第四十四条第一項第二号、第四十五条の二第一項第三号並びに第四十五条の三第一項第四号及び第六号において身体障害者又は知的障害者である労働者とみなし、第四十四条第一項第三号及び第四号、第四十五条第一項第三号、第四十五条の二第一項第二号並びに第四十五条の三第一項（第四号及び第六号を除く。）及び第三項第一号中「又は知的障害者である労働者」とあるのは、「知的障害者又は第七十二条の二に規定する精神障害者である労働者」と、第四十五条の二第一項第四号中「若しくは知的障害者である労働者」とあるのは、「知的障害者若しくは第七十二条の二に規定する精神障害者である労働者」とする。

4 第四十六条第一項の規定の適用については、精神障害者である労働者は、身体障害者又は知的障害者である労働者とみなす。

(精神障害者である労働者に関する納付金関係業務の実施等)

第七十二条 第五十条第一項並びに第五十五条第一項及び第二項の規定の適用については、精神障害者である労働者は、身体障害者又は知的障害者である労働者とみなし、これらの規定の身体障害者又は知的障害者である労働者の数の算定に当たつては、精神障害者である短時間労働者は、その一人をもつて、厚生労働省令で定める数の身体障害者又は知的障害者である労働者に相当するものとみなす。

2 第五十二条第一項及び第五十六条第三項の規定（第五十二条第一項に係る罰則の規定を含む。）の適用については、精神障害者である労働者は、身体障害者又は知的障害者である労働者とみなす。

(削る)

(精神障害者である労働者に関する納付金関係業務の実施等)

第七十二条の五 精神障害者である労働者は、身体障害者又は知的障害者である労働者とみなして、第五十条第一項、第五十二条第一項、第五十五条第一項及び第二項並びに第五十六条第三項の規定（第五十二条第一項に係る罰則の規定を含む。）を適用する。

(準用)

第七十二条の六 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間勤務職員及び重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者に関する前節（第七十二条第三項から第五項までを除く。）の規定は、精神障害者である短時間勤務職員及び精神障害者である短時間労働者について準用する。この場合において、第七十条第一項中「

同条第二項の政令で定める数に満たない範囲内において厚生労働省令で定める数」とあり、第七十一条第一項中「同条第三項の政令で定める数に満たない範囲内において厚生労働省令で定める数」とあり、同条第四項中「第四十五条の二第四項の政令で定める数に満たない範囲内において厚生労働省令で定める数」とあり、並びに第十二条第一項及び第六項中「同条第三項において準用する第四十五条の二第四項の政令で定める数に満たない範囲内において厚生労働省令で定める数」とあるのは、「厚生労働省令で定める数」と読み替えるものとする。

(精神障害者に関する助成金の支給業務の実施等)

第七十三条 厚生労働大臣は、精神障害者である労働者に関しても、第四十九条第一項第二号から第九号まで及び第十一号に掲げる業務に相当する業務を行うことができる。

2・3 (略)

(精神障害者に関する助成金の支給業務の実施等)

第七十三条 厚生労働大臣は、精神障害者である労働者及び精神障害者である短時間労働者に関しても、第四十九条第一項第二号から第九号まで及び第十一号に掲げる業務に相当する業務を行うことができる。

2・3 (略)

(精神障害者に関する助成金の支給業務の実施等)

第七十三条 厚生労働大臣は、精神障害者及び精神障害者以外の障害者に関する特例

第五節 障害者の在宅就業に関する特例

(在宅就業障害者特例調整金)

(精神障害者に関する助成金の支給業務の実施等)

第七十三条 厚生労働大臣は、精神障害者及び精神障害者以外の障害者に関する特例

第六節 障害者の在宅就業に関する特例

(在宅就業障害者特例調整金)

第七十四条の二 (略)

2 (略)

10 第四十五条の二第四項から第六項までの規定は第二項の身体障害者、知的障害者又は精神障害者である労働者の数の算定について、第五十条第五項及び第六項の規定は第一項の在宅就業障害者特例調整金について準用する。この場合において、第四十五条の二第四項中「又は知的障害者である労働者」とあるのは「知的障害者又は第六十九条に規定する精神障害者である労働者」と、「又は知的障害者である短時間労働者」とあるのは「知的障害者又は同条に規定する精神障害者である短時間労働者」と読み替えるものとする。

第四章 雜則

(障害者雇用推進者)

第七十八条 事業主は、その雇用する労働者の数が常時第四十三条第七項の厚生労働省令で定める数以上であるときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる業務を担当する者を選任するよう努めなければならない。

一 (略)

二 第四十三条第七項の規定による報告及び第八十一条第一項の規定による届出を行う業務

三 (略)

第七十四条の二 (略)

2 (略)

10 第五十条第四項及び第五項の規定は、第一項の在宅就業障害者特例調整金について準用する。

第四章 雜則

(障害者雇用推進者)

第七十八条 事業主は、その雇用する労働者の数が常時第四十三条第五項の厚生労働省令で定める数以上であるときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる業務を担当する者を選任するよう努めなければならない。

一 (略)

二 第四十三条第五項の規定による報告及び第八十一条第一項の規定による届出を行う業務

三 (略)

2 第四十三条第八項の規定は、前項の雇用する労働者の数の算定について準用する。

(障害者職業生活相談員)

第七十九条 事業主は、厚生労働省令で定める数以上の障害者（身体障害者、知的障害者及び精神障害者（厚生労働省令で定める者に限る。以下この項において同じ。）に限る。以下この項及び第八十一条において同じ。）である労働者を雇用する事業所においては、その雇用する労働者であつて、厚生労働大臣が行う講習（以下この条において「資格認定講習」という。）を修了したものその他厚生労働省令で定める資格を有するもののうちから、厚生労働省令で定めるところにより、障害者職業生活相談員を選任し、その者に当該事業所に雇用されている障害者である労働者の職業生活に関する相談及び指導を行わせなければならない。

2 (略)

第五章 罰則

第八十六条 (略)

一 第四十三条第七項、第五十二条第二項、第七十四条の二第七項
又は第七十四条の三第二十項の規定による報告をせず、又は虚偽

(障害者職業生活相談員)

第七十九条 事業主は、厚生労働省令で定める数以上の障害者（身体障害者、知的障害者及び精神障害者（厚生労働省令で定める者に限る。以下この項において同じ。）に限る。以下この項及び第八十一条において同じ。）である労働者（重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者を含む。以下この項及び第八十一条において同じ。）を雇用する事業所においては、その雇用する労働者であつて、厚生労働大臣が行う講習（以下この条において「資格認定講習」という。）を修了したものその他厚生労働省令で定める資格を有するもののうちから、厚生労働省令で定めるところにより、障害者職業生活相談員を選任し、その者に当該事業所に雇用されている障害者である労働者の職業生活に関する相談及び指導を行わせなければならない。

2 (略)

第五章 罚則

第八十六条 (略)

一 第四十三条第五項、第五十二条第二項、第七十四条の二第七項
又は第七十四条の三第二十項の規定による報告をせず、又は虚偽

の報告をしたとき。

二〇五 (略)

附 則

(雇用に関する国及び地方公共団体の義務等に関する経過措置)

第三条 (略)

2 第四十三条の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「その雇用する労働者の数」とあるのは「その雇用する労働者の数（除外率設定業種（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種の労働者が相当の割合を占める業種として厚生労働省令で定める業種をいう。以下同じ。）に属する事業を行う事業所の事業主にあつては、その雇用する労働者の数から、当該事業所に係る除外率設定業種ごとの労働者の数に当該除外率設定業種に係る除外率（除外率設定業種に係る労働者のうちに当該職種の労働者が通常占める割合を考慮して除外率設定業種ごとに九十五パーセント以内において厚生労働省令で定める率をいう。以下同じ。）を乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）を合計した数を控除した数。第七項及び第七十八条第一項において同じ。）と、同条第二項中「総数に」とあるのは「総数から除外率設定業種ごとの労働者の総数に当該除外率設定業種に係る除外率を乗じて得た数の合計数を控除した数に」とする。

3 (略)

の報告をしたとき。

二〇五 (略)

附 則

(雇用に関する国及び地方公共団体の義務等に関する経過措置)

第三条 (略)

2 第四十三条の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「その雇用する労働者の数」とあるのは「その雇用する労働者の数（除外率設定業種（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種の労働者が相当の割合を占める業種として厚生労働省令で定める業種をいう。以下同じ。）に属する事業を行う事業所の事業主にあつては、その雇用する労働者の数から、当該事業所に係る除外率設定業種ごとの労働者の数に当該除外率設定業種に係る除外率（除外率設定業種に係る労働者のうちに当該職種の労働者が通常占める割合を考慮して除外率設定業種ごとに九十五パーセント以内において厚生労働省令で定める率をいう。以下同じ。）を乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）を合計した数を控除した数。第五項及び第七十八条において同じ。）と、同条第二項中「総数に」とあるのは「総数から除外率設定業種ごとの労働者の総数に当該除外率設定業種に係る除外率を乗じて得た数の合計数を控除した数に」とする。

3 (略)

(雇用する労働者の数が二百人以下である事業主に係る納付金及び報奨金等に関する暫定措置)

第四条 その雇用する労働者の数が常時二百人以下である事業主（特殊法人を除く

、第四十九条第一項第一号、第五十条並びに第三章第二節第二款及び第五節の規定は、適用しない。

2 厚生労働大臣は、当分の間、その雇用する労働者の数が常時二百人以下である事業主に対して次項の報奨金及び第四項の在宅就業障害者特例報奨金（以下「報奨金等」という。）を支給する業務を行うことができる。

3 厚生労働大臣は、当分の間、厚生労働省令で定めるところにより、各年度ごとに、その雇用する労働者の数が常時二百人以下である事業主のうち、当該年度に属する各月ごとの初日におけるその雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者の数の合計数が、当該年度に属する各月ごとにその初日におけるその雇用する労働者の数に第五十四条第三項に規定する基準雇用率を超える率であつて厚生労働省令で定めるものを乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）の合計数又は厚生労働省令で定める数のいづれか多い数を超える事業主（以下この条において「対象事業二項に規定する単位調整額以下の額で厚生労働省令で定める額に乗じて得た額に相当する金額を、当該年度分の報奨金として支給する。

(三百人以下の労働者を雇用する事業主に係る納付金及び報奨金等に関する暫定措置)

第四条 常時三百人以下の労働者を雇用する事業主（特殊法人を除く

、以下この条において同じ。）については、当分の間、第四十九条第一項第一号、第五十条並びに第三章第二節第二款及び第六節の規定は、適用しない。

2 厚生労働大臣は、当分の間、常時三百人以下の労働者を雇用する事業主に対して次項の報奨金及び第四項の在宅就業障害者特例報奨金（以下「報奨金等」という。）を支給する業務を行うことができる。

3 厚生労働大臣は、当分の間、厚生労働省令で定めるところにより、各年度ごとに、常時三百人以下の労働者を雇用する事業主のうち、当該年度に属する各月ごとの初日におけるその雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者の数の合計数が、当該年度に属する各月ごとにその初日におけるその雇用する労働者の数に第五十四条第三項に規定する基準雇用率を超える率であつて厚生労働省令で定めるものを乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）の合計数又は厚生労働省令で定める数のいづれか多い数を超える事業主（以下この条において「対象事業二項に規定する単位調整額以下の額で厚生労働省令で定める額に乗じて得た額に相当する金額を、当該年度分の報奨金として支給する。

4 (略)

8 第四十三条第八項の規定は第一項から第三項までの雇用する労働者の数の算定について、第四十五条の二第四項から第六項までの規定は第三項の身体障害者又は知的障害者である労働者の数の算定について、第四十八条第六項の規定は親事業主、関係親事業主又は特定組合等に係る第一項から第三項までの規定の適用について、第五十条第五項及び第六項の規定は報奨金等について、第七十四条の二第七項及び第七十四条の三第二十項の規定は第二項に規定する業務（第四項に係るものに限る。）について、第七十四条の二第九項（第四項に係るものに限る。）について、第七十四条の二第九項の規定は第四項の在宅就業障害者特例報奨金について、同条第十項の規定は第四項の身体障害者、知的障害者又は精神障害者である労働者の数の算定について準用する。

9 第五十二条第二項、第五十三条、第八十六条第一号（第四十三条第七項に係る部分を除く。）、第八十七条及び第八十九条の規定の適用については、当分の間、第五十三条第一項中「並びに同項各号に掲げる業務」とあるのは「、附則第四条第二項の報奨金等の支給に要する費用並びに第四十九条第一項各号に掲げる業務及び附則第四条第二項に規定する業務」と、第八十六条第一号中「、第七十四条の二第七項又は第七十四条の三第二十項」とあるのは「又は第七十四条の二第七項若しくは第七十四条の三第二十項（附則第四条第八項において準用する場合を含む。）」とする。

10 第三項の規定の適用については、精神障害者である労働者は、身

4 (略)

8 第四十五条の二第四項の規定は第三項の身体障害者又は知的障害者である労働者の数の算定について、第四十八条第六項の規定は親事業主、関係親事業主又は特定組合等に係る第一項から第三項までの規定の適用について、第五十条第四項及び第五項の規定は報奨金等について、第七十四条の二第七項及び第七十四条の三第二十項の規定は第二項に規定する業務（第四項に係るものに限る。）について、第七十四条の二第九項の規定は第四項の在宅就業障害者特例報奨金について準用する。

9 第五十二条第二項、第五十三条、第八十六条第一号（第四十三条第五項に係る部分を除く。）、第八十七条及び第八十九条の規定の適用については、当分の間、第五十三条第一項中「並びに同項各号に掲げる業務」とあるのは「、附則第四条第二項の報奨金等の支給に要する費用並びに第四十九条第一項各号に掲げる業務及び附則第四条第二項に規定する業務」と、第八十六条第一号中「、第七十四条の二第七項又は第七十四条の三第二十項」とあるのは「又は第七十四条の二第七項若しくは第七十四条の三第二十項（附則第四条第八項において準用する場合を含む。）」とする。

10 第三項の身体障害者又は知的障害者である労働者の数の算定に当

体障害者又は知的障害者である労働者とみなし、同項の身体障害者又は知的障害者である労働者の数の算定に当たつては、精神障害者である短時間労働者は、その一人をもつて、第七十二条第一項の厚生労働省令で定める数の身体障害者又は知的障害者である労働者に相当するものとみなす。

(削る)

11 第八項において準用する第四十八条第六項の規定の適用（第三項の規定の適用に係る部分に限る。）については、同条第六項中「労働者」とあるのは、「労働者、重度身体障害者である短時間労働者又は重度知的障害者である短時間労働者」とする。

12 精神障害者である労働者は、身体障害者又は知的障害者である労働者とみなして、第三項の規定を適用する。

(削る)

13 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者に関する第十項及び第十一項の規定は、精神障害者である短時間労働者について準用する。この場合において、第十項中「第七十二条第一項」とあるのは、「第七十二条の六において読み替えて準用する第七十二条第一項」と読み替えるものとする。

(除外率設定業種に係る納付金の額の算定等に関する暫定措置)

第五条 第五十条、第五十四条及び前条の規定の適用については、当分の間、第五十条第一項中「同条第一項の規定により算定した額」とあるのは「当該調整基礎額に当該年度に属する各月ごとにその初日におけるその雇用する労働者の数に附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される第五十四条第三項に規定する基準雇用率を

たつては、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者は、その一人をもつて、第七十二条第一項の厚生労働省令で定める数の身体障害者又は知的障害者である労働者に相当するものとみなす。

(除外率設定業種に係る納付金の額の算定等に関する暫定措置)

第五条 第五十条、第五十四条及び前条の規定の適用については、当分の間、第五十条第一項中「同条第一項の規定により算定した額」とあるのは「当該調整基礎額に当該年度に属する各月ごとにその初日におけるその雇用する労働者の数に附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される第五十四条第三項に規定する基準雇用率を

乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）の合計数を乗じて得た額」と、同条第二項及び前条第三項中「第五十四条第三項に規定する基準雇用率」とあるのは「附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される第五十四条第三項に規定する基準雇用率」と、第五十四条第一項及び第二項中「その雇用する労働者の数」とあるのは「その雇用する労働者の数（除外率設定業種に属する事業を行う事業所の事業主にあつては、その日におけるその雇用する労働者の数から、その日における当該事業所に係る除外率設定業種ごとの労働者の数に当該除外率設定業種に係る除外率を乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）を合計した数を控除した数）」と、同条第三項中「労働者の総数に対する」とあるのは「労働者の総数から除外率設定業種ごとの労働者の総数に当該除外率設定業種に係る除外率を乗じて得た数の合計数を控除した数に対する」と、同条第五項中「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、同条第六項中「とみなす」とあるのは、「と、当該子会社及び当該関係会社の事業所は当該親事業主の事業所と、当該関係子会社の事業所は当該関係親事業主の事業所と、当該特定事業主の事業所は当該特定組合等の事業所とみなす」と読み替えるものとする」とする。

2 (略)

乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）の合計数を乗じて得た額」と、同条第二項及び前条第三項中「第五十四条第三項に規定する基準雇用率」とあるのは「附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される第五十四条第三項に規定する基準雇用率」と、第五十四条第一項及び第二項中「その雇用する労働者の数」とあるのは「その雇用する労働者の数（除外率設定業種に属する事業を行う事業所の事業主にあつては、その日におけるその雇用する労働者の数から、その日における当該事業所に係る除外率設定業種ごとの労働者の数に当該除外率設定業種に係る除外率を乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）を合計した数を控除した数）」と、同条第三項中「労働者の総数に対する」とあるのは「労働者の総数から除外率設定業種ごとの労働者の総数に当該除外率設定業種に係る除外率を乗じて得た数の合計数を控除した数に対する」と、同条第五項中「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、同条第六項中「とみなす」とあるのは、「と、当該子会社及び当該関係会社の事業所は当該親事業主の事業所と、当該関係子会社の事業所は当該関係親事業主の事業所と、当該特定事業主の事業所は当該特定組合等の事業所とみなす」と読み替えるものとする」とする。

2 (略)

(傍線部分は改正部分)

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十二号）（第三条関係）	改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 （略）</p> <p>第二章 職業リハビリテーションの推進</p> <p>第一節～第三節 （略）</p> <p>第四節 障害者就業・生活支援センター（第二十七条～第三十六条）</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第一章 （略）</p> <p>第二章 職業リハビリテーションの推進</p> <p>第一節～第三節 （略）</p> <p>第四節 障害者雇用支援センター（第二十七条～第三十二条）</p> <p>第五節 障害者就業・生活支援センター（第三十三条～第三十六条）</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第一章 （略）</p> <p>第二章 職業リハビリテーションの推進</p> <p>第一節～第三節 （略）</p> <p>第二章 職業リハビリテーションの推進</p> <p>第二節 職業紹介等</p> <p>（事業主に対する助言及び指導）</p> <p>第十八条 公共職業安定所は、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るために必要があると認めるときは、障害者を雇用し、又は雇用しようとする者に対して、雇入れ、配置、作業補助具、作業の設備又は環境その他障害者の雇用に関する技術的事項（次節において「障害者の雇用管理に関する事項」という。）についての助言又</p> <p>（事業主に対する助言及び指導）</p> <p>第十八条 公共職業安定所は、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るために必要があると認めるときは、障害者を雇用し、又は雇用しようとする者に対して、雇入れ、配置、作業補助具、作業の設備又は環境その他障害者の雇用に関する技術的事項（次節及び第二十八条第三号において「障害者の雇用管理に関する事項」という</p>

は指導を行うことができる。

。)についての助言又は指導を行うことができる。

第三節 障害者職業センター

(障害者職業総合センター)

第二十条 (略)

一〇三 (略)

四 広域障害者職業センター、地域障害者職業センター、第二十七条
条第二項の障害者就業・生活支援センターその他の関係機関に対する職業リハビリテーションに関する技術的事項についての助言、指導その他の援助を行うこと。

五 前各号に掲げる業務に付随して、次に掲げる業務を行うこと。

イ 障害者に対する職業評価(障害者の職業能力、適性等を評価し、及び必要な職業リハビリテーションの措置を判定することをいう。以下同じ。)、職業指導、基本的な労働の習慣を体得させるための訓練(第二十二条第一号及び第二十八条第二号において「職業準備訓練」という。)並びに職業に必要な知識及び技能を習得させるための講習(以下「職業講習」という。)を行うこと。

ロ・ハ (略)

第三節 障害者職業センター

(障害者職業総合センター)

第二十条 (略)

一〇三 (略)

四 広域障害者職業センター、地域障害者職業センター、第二十七条
条第二項の障害者雇用支援センター、第三十四条の障害者就業・生活支援センターその他の関係機関に対する職業リハビリテーションに関する技術的事項についての助言、指導その他の援助を行うこと。

五 前各号に掲げる業務に付随して、次に掲げる業務を行うこと。

イ 障害者に対する職業評価(障害者の職業能力、適性等を評価し、及び必要な職業リハビリテーションの措置を判定することをいう。以下同じ。)、職業指導、基本的な労働の習慣を体得させるための訓練(第二十二条第一号及び第二十八条第二号において「職業準備訓練」という。)並びに職業に必要な知識及び技能を習得させるための講習(以下「職業講習」という。)を行うこと。

ロ・ハ (略)

(地域障害者職業センター)

第二十二条 (略)

一〇四 (略)

五 第二十七条第二項の障害者就業・生活支援センターその他の関係機関に対する職業リハビリテーションに関する技術的事項についての助言その他の援助を行うこと。

六 (略)

(障害者職業センター相互の連絡及び協力等)

第二十五条 (略)

2 (略)

3 障害者職業センターは、公共職業安定所の行う職業紹介等の措置、第二十七条第二項の障害者就業・生活支援センターの行う業務並びに職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第三項の公共職業能力開発施設及び同法第二十七条の職業能力開発総合大学校（第八十三条において「公共職業能力開発施設等」という。）の行う職業訓練と相まって、効果的に職業リハビリテーションが推進されるよう努めるものとする。

第四節 障害者就業・生活支援センター

(指定)

(地域障害者職業センター)

第二十二条 (略)

一〇四 (略)

五 第三十四条の障害者就業・生活支援センターその他の関係機関に対する職業リハビリテーションに関する技術的事項についての助言その他の援助を行うこと。

六 (略)

(障害者職業センター相互の連絡及び協力等)

第二十五条 (略)

2 (略)

3 障害者職業センターは、公共職業安定所の行う職業紹介等の措置、第二十七条第二項の障害者雇用支援センターの行う業務、第三十四条の障害者就業・生活支援センターの行う業務並びに職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第三項の公共職業能力開発施設及び同法第二十七条の職業能力開発総合大学校（第八十三条において「公共職業能力開発施設等」という。）の行う職業訓練と相まって、効果的に職業リハビリテーションが推進されるよう努めるものとする。

第四節 障害者雇用支援センター

(指定)

第二十七条

都道府県知事は、職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障害者（以下この節において「支援対象障害者」という。）の職業の安定を図ることを目的とする一般社団法人若しくは一般財團法人、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他厚生労働省令で定める法人であつて、次条に規定する業務に關し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

一 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確實に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

二 前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、支援対象障害者の雇用の促進その他福祉の増進に資すると認められること。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしたときは、同項の規定による指定を受けた者（以下「障害者就業・生活支援センター」という。）の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 障害者就業・生活支援センターは、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第二十七条

都道府県知事は、職業生活における自立を図るために継続的な支援を必要とする障害者（以下この節において「支援対象障害者」という。）の職業の安定を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財團法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確實に行うことができると認められるものを、その申請により、市町村（特別区を含む。）の区域（当該地域における支援対象障害者の居住とその就業の場所との地理的関係その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める基準に従い、同条第一号から第五号までに掲げる業務の円滑な運営を確保するために必要と認められる場合には、都道府県知事が指定する二以上の市町村の区域）に一を限つて、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしたときは、同項の規定による指定を受けた者（以下「障害者雇用支援センター」という。）の名称及び住所並びに事務所の所在地並びに当該指定に係る地域を公示しなければならない。
- 3 障害者雇用支援センターは、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(略)

(業務)

第二十八条 障害者就業・生活支援センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 支援対象障害者からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うとともに、公共職業安定所、地域障害者職業センター、社会福祉施設、医療施設、特別支援学校その他の関係機関との連絡調整その他厚生労働省令で定める援助を総合的に行うこと。
- 二 支援対象障害者が障害者職業総合センター、地域障害者職業センターその他厚生労働省令で定める事業主により行われる職業準備訓練を受けることについてあつせんすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、支援対象障害者がその職業生活における自立を図るために必要な業務を行うこと。

(略)

(業務)

第二十八条 障害者雇用支援センターは、前条第一項の規定による指定に係る区域において、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 支援対象障害者に対して、その障害の種類及び程度に応じ、必要な職業準備訓練を行うこと。
- 二 前号の職業準備訓練を受けた後職業に就いた支援対象障害者に対する、必要な助言その他の援助を行うこと。
- 三 第一号の職業準備訓練を受けた支援対象障害者を雇用し、又は雇用しようとする事業主に対して、当該支援対象障害者の雇用に必要な障害者の雇用管理に関する事項についての助言その他の援助を行うこと。
- 四 支援対象障害者の通勤への同行その他の支援対象障害者が職業に就くことに伴い必要となる介助等の支援を行う者（以下この条において「障害者雇用支援者」という。）に関する情報を収集し、及び整理すること。
- 五 第二号及び第三号に掲げるもののほか、事業主、支援対象障害者その他の関係者に対して、前号の規定により収集し、及び整理した障害者雇用支援者に関する情報を提供すること。
- 六 障害者雇用支援者に対して、第四号の支援を適切に行うために必要な知識及び技能を習得させるための研修を行うこと。
- 七 前各号に掲げるもののほか、支援対象障害者がその職業生活に

おける自立を図るために必要な業務を行うこと。

(地域障害者職業センターとの関係)

第二十九条 障害者就業・生活支援センターは、地域障害者職業センターの行う支援対象障害者に対する職業評価に基づき、前条第二号に掲げる業務を行うものとする。

(事業計画等)

第三十条 障害者就業・生活支援センターは、毎事業年度、厚生労働省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 障害者就業・生活支援センターは、厚生労働省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

(事業計画等)

第三十条 障害者雇用支援センターは、毎事業年度、厚生労働省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 障害者雇用支援センターは、厚生労働省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

(地域障害者職業センターとの関係)

第二十九条 障害者雇用支援センターは、地域障害者職業センターの行う支援対象障害者に対する職業評価に基づき、前条第一号から第三号までに掲げる業務を行うものとする。

(監督命令)

第三十一条 都道府県知事は、この節の規定を施行するために必要な限度において、障害者就業・生活支援センターに対し、第二十八条に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(監督命令)

第三十一条 都道府県知事は、この節の規定を施行するために必要な限度において、障害者雇用支援センターに対し、第二十八条に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

(指定の取消し等)

第三十二条 都道府県知事は、障害者就業・生活支援センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第二十七条第一項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。

一～三（略）
2（略）

（削る）

（秘密保持義務）

第三十三条 障害者就業・生活支援センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第二十八条第一号に掲げる業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一～三（略）
2（略）

第五節 障害者就業・生活支援センター

（指定）

第三十三条 都道府県知事は、職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障害者（以下この節において「支援対象障害者」という。）の職業の安定を図ることを目的とする一般社団法人若しくは一般財團法人、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他厚生労働省令で定める法人であつて、次条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、同条に規定する業務を行ふ者として指定することができる。

一 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確實に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

第三十二条 都道府県知事は、障害者雇用支援センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第二十七条第一項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。

第三十四条から第三十六条まで

削除

二 前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、支援対象障害者の雇用の促進その他福祉の増進に資すると認められること。

(業務)

第三十四条 前条の指定を受けた者（以下「障害者就業・生活支援センター」という。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 支援対象障害者からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うとともに、公共職業安定所、地域障害者職業センター、障害者雇用支援センター、社会福祉施設、医療施設、特別支援学校その他の関係機関との連絡調整その他厚生労働省令で定める援助を総合的に行うこと。

二 支援対象障害者が障害者職業総合センター、地域障害者職業センター、障害者雇用支援センターその他厚生労働省令で定める事業主により行われる職業準備訓練を受けることについてあつせんすること。

三 前二号に掲げるもののほか、支援対象障害者がその職業生活における自立を図るために必要な業務を行うこと。

(準用)

第三十五条 第二十七条第二項から第四項まで及び第二十九条から第三十二条までの規定は、障害者就業・生活支援センターについて準用する。この場合において、第二十七条第二項中「前項」とあるの

は「第三十二条」と、「同項」とあるのは「同条」と、「所在地並びに当該指定に係る地域」とあるのは「所在地」と、第二十九条中「前条第一号から第三号まで」とあるのは「第三十四条第二号」と、第三十一条中「第二十八条」とあるのは「第三十四条」と、第三十二条第一項中「第二十七条第一項」とあるのは「第三十三条」と、二号中「第二十八条」とあるのは「第三十四条」と、同項第三号中「第二十八条」とあるのは「第三十四条」と、同項第三号中「この節」とあるのは「次節」と読み替えるものとする。

(秘密保持義務)

第三十六条 障害者就業・生活支援センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第三十四条第一号に掲げる業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第三章 身体障害者又は知的障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等

第二節 障害者雇用調整金の支給等及び障害者雇用納付金の

徴収

第一款 障害者雇用調整金の支給等

(納付金関係業務)

第四十九条 (略)

一〇七 (略)

八 障害者の技能に関する競技大会に係る業務を行うこと。

九〇十一 (略)

2 (略)

(助成金の支給)

第五十一条 機構は、厚生労働省令で定める支給要件、支給額その他
の支給の基準に従つて第四十九条第一項第二号から第七号までの助
成金を支給する。

2 (略)

(障害者雇用納付金の徴収)

第五十三条 機構は、第四十九条第一項第一号の調整金及び同項第二
号から第七号までの助成金の支給に要する費用、同項第八号及び第
九号の業務の実施に要する費用並びに同項各号に掲げる業務に係る
事務の処理に要する費用に充てるため、この款に定めるところによ

一〇七 (略)

八 障害者雇用支援センターに対して、身体障害者又は知的障害者
の雇用の促進又は継続に係る第二十八条第一号に掲げる業務（前
号の教育訓練に該当するものを除く。）及び同条第二号から第七
号までに掲げる業務に要する費用に充てるための助成金を支給す
ること。

九〇十一 (略)

2 (略)

(助成金の支給)

第五十一条 機構は、厚生労働省令で定める支給要件、支給額その他
の支給の基準に従つて第四十九条第一項第二号から第八号までの助
成金を支給する。

2 (略)

(障害者雇用納付金の徴収)

第五十三条 機構は、第四十九条第一項第一号の調整金及び同項第二
号から第八号までの助成金の支給に要する費用、同項第八号の二及
び第九号の業務の実施に要する費用並びに同項各号に掲げる業務に
係る事務の処理に要する費用に充てるため、この款に定めるところによ

り、事業主から、毎年度、障害者雇用納付金（以下「納付金」という。）を徴収する。

2
（略）

第四章 雜則

（連絡及び協力）

第八十三条 公共職業安定所、機構、障害者就業・生活支援センター、公共職業能力開発施設等、社会福祉法に定める福祉に関する事務所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センターその他の障害者に対する援護の機関等の関係機関及び関係団体は、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るため、相互に、密接に連絡し、及び協力しなければならない。

第五章 罰則

第八十八条 第三十三条の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

により、事業主から、毎年度、障害者雇用納付金（以下「納付金」という。）を徴収する。

2
（略）

第四章 雜則

（連絡及び協力）

第八十三条 公共職業安定所、機構、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センター、公共職業能力開発施設等、社会福祉法に定める福祉に関する事務所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センターその他の障害者に対する援護の機関等の関係機関及び関係団体は、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るため、相互に、密接に連絡し、及び協力しなければならない。

第五章 罰則

第八十八条 第三十六条の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則
（雇用する労働者の数が百人以下である事業主に係る納付金及び報奨金等に関する暫定措置）

附 則
（雇用する労働者の数が二百人以下である事業主に係る納付金及び報奨金等に関する暫定措置）

第四条 その雇用する労働者の数が常時百人以下である事業主（特殊法人を除く。以下この条において同じ。）については、当分の間、第四十九条第一項第一号、第五十条並びに第三章第二節第二款及び第五節の規定は、適用しない。

2 厚生労働大臣は、当分の間、その雇用する労働者の数が常時百人以下である事業主に対して次項の報奨金及び第四項の在宅就業障害者特例報奨金（以下「報奨金等」という。）を支給する業務を行うことができる。

3 厚生労働大臣は、当分の間、厚生労働省令で定めるところにより、各年度ごとに、その雇用する労働者の数が常時百人以下である事業主のうち、当該年度に属する各月ごとの初日におけるその雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者の数の合計数が、当該年度に属する各月ごとにその初日におけるその雇用する労働者の数に第五十四条第三項に規定する基準雇用率を超える率であつて厚生労働省令で定めるものを乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）の合計数又は厚生労働省令で定める数のいずれか多い数を超える事業主（以下この条において「対象事業主」という。）に対して、その超える数を第五十条第二項に規定する単位調整額以下の額で厚生労働省令で定める額に乗じて得た額に相当する金額を、当該年度分の報奨金として支給する。

第四条 その雇用する労働者の数が常時二百人以下である事業主（特殊法人を除く。以下この条において同じ。）については、当分の間、第四十九条第一項第一号、第五十条並びに第三章第二節第二款及び第五節の規定は、適用しない。

2 厚生労働大臣は、当分の間、その雇用する労働者の数が常時二百人以下である事業主に対して次項の報奨金及び第四項の在宅就業障害者特例報奨金（以下「報奨金等」という。）を支給する業務を行うことができる。

3 厚生労働大臣は、当分の間、厚生労働省令で定めるところにより、各年度ごとに、その雇用する労働者の数が常時二百人以下である事業主のうち、当該年度に属する各月ごとの初日におけるその雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者の数の合計数が、当該年度に属する各月ごとにその初日におけるその雇用する労働者の数に第五十四条第三項に規定する基準雇用率を超える率であつて厚生労働省令で定めるものを乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）の合計数又は厚生労働省令で定める数のいずれか多い数を超える事業主（以下この条において「対象事業主」という。）に対して、その超える数を第五十条第二項に規定する単位調整額以下の額で厚生労働省令で定める額に乗じて得た額に相当する金額を、当該年度分の報奨金として支給する。

○ 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第二百六十五号）（附則第六条関係）

改 正 案	現 行
<p>(業務の範囲)</p> <p>第十一條 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 納付金関係業務（障害者の雇用の促進等に関する法律第四十九条第一項に規定する納付金関係業務をいう。）並びに同法第七十三条第一項、第七十四条第一項及び第七十四条の二第一項に規定する業務を行うこと。</p> <p>七 (略)</p>	<p>(業務の範囲)</p> <p>第十一條 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 納付金関係業務（障害者の雇用の促進等に関する法律第四十九条第一項に規定する納付金関係業務をいう。）並びに同法第七十三条第一項、第七十三条第一項、第七十四条第一項及び第七十四条の二第一項に規定する業務を行うこと。</p> <p>七 (略)</p>
<p>附 則</p> <p>第五条 (略)</p> <p>一 その雇用する労働者の数が常時二百人以下である事業主に対し て報奨金等（障害者の雇用の促進等に関する法律附則第四条第二項に規定する報奨金等をいう。）を支給すること。</p> <p>二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>第五条 (略)</p> <p>一 常時三百人以下の労働者を雇用する事業主に対して報奨金等（ 障害者の雇用の促進等に関する法律附則第四条第二項に規定する 報奨金等をいう。）を支給すること。</p> <p>二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

○ 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第二百六十五号）（附則第七条関係）

		改 正 案	
第五条 （略）	附 則	現 行	
2 ・ 3 （略）	第五条 （略）	附 則	

一 その雇用する労働者の数が常時百人以下である事業主に対して報奨金等（障害者の雇用の促進等に関する法律附則第四条第二項に規定する報奨金等をいう。）を支給すること。

二 （略）

一 その雇用する労働者の数が常時二百人以下である事業主に対して報奨金等（障害者の雇用の促進等に関する法律附則第四条第二項に規定する報奨金等をいう。）を支給すること。

二 （略）

2
・
3
（略）

○ 発達障害者支援法（平成十六年法律第二百六十七号）（附則第八条関係）

改 正 案	現 行
（就労の支援）	（就労の支援）
<p>第十条 都道府県は、発達障害者の就労を支援するため必要な体制の整備に努めるとともに、公共職業安定所、地域障害者職業センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第十九条第一項第三号の地域障害者職業センターをいう。）、障害者就業・生活支援センター（同法第二十七条第一項の規定による指定を受けた者をいう。）、社会福祉協議会、教育委員会その他の関係機関及び民間団体相互の連携を確保しつつ、発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保に努めなければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>第十条 都道府県は、発達障害者の就労を支援するため必要な体制の整備に努めるとともに、公共職業安定所、地域障害者職業センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第十九条第一項第三号の地域障害者職業センターをいう。）、障害者就業・生活支援センター（同法第三十三条の指定を受けた者をいう。）、社会福祉協議会、教育委員会その他の関係機関及び民間団体相互の連携を確保しつつ、発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保に努めなければならない。</p>